

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第 167 条 の 2 第 1 項第 2 号により随意 契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	1 調達する財産や役務等の内容及び特殊性 水産研究所（本所）の心臓部とも言うべき飼育設備は、複数の特注プラントの集合体から成る複雑な飼育水供給システムであり、また、保守点検業務は 10 年以上の長期にわたる点検計画に基づき、現在の状態に加えて過去の不調や整備履歴等も勘案して計画的かつ緊急時には即応的に行う必要があるため、各年度の保守点検や緊急時の対応を行うには、個々のプラントやシステム全体の状態、機能、仕様、配管経路、結線経路、過去の整備履歴等に精通している必要がある。 2 特定の者以外が供給することができないことの説明 上記の特殊性に鑑み、個々のプラントやシステム全体の状態、機能、仕様、配管経路、結線経路、過去の整備履歴等に精通している者は、設立時の施工及びこれまでの保守点検を設立以降一貫して行ってきた荏原実業株式会社中部営業所以外に無い。 したがって、令和 8 年度岐阜県水産研究所飼育設備保守点検業務は、荏原実業株式会社中部営業所でなければ供給することができない。

備考 この様式により難しいとき、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。